

守秘義務契約書

_____ (以下「甲」という) と Dr.DATA 株式会社 CNET メディアサービス
(以下「乙」という) は委託業務名：データ復旧作業及び付帯する作業一式に関して
守秘義務契約を締結する。

第一条 (秘密保持義務)

乙は甲から提供された甲の個人情報、営業情報、技術情報、マーケティング情報、ならびに口頭により開示された甲の情報、乙が知り得た甲の情報を秘密とし第三者には一切開示、漏洩、または提供してはならない。但し次に該当するものは本条の秘密に該当しない。

1. 開示時点で既に公知のもの 2. 開示後乙の責によらず公知となったもの 3. 第三者から正当に開示されたもの 4. 乙が開示前から自ら所有しているもの 5. 乙が独自に開発したもの 6. 裁判所又は行政機関より所定の手続きを経て開示の求めがあった情報及び必要とされる情報

第二条 (資料、情報の管理)

甲から提供された資料資料および情報については、乙は乙において厳重に管理のうえ甲の業務を担当する従業員のみで取り扱い、複製等あるいは第三者に貸与、譲渡等してはならない。また、甲からの返却もしくは破棄の要請がある場合、乙はそれに従うこととする。

第三条 (業務の委託)

甲から委託された業務を乙が甲の承諾の元に第三者に再委託する場合は、乙が第三者の秘密保持について責任をもつこととする。

第四条 (報告義務)

乙は本契約書に定める条項に違反した場合、又違反するおそれがある場合直ちに甲に報告する。

第五条 (協議解決)

本誓約書に定めない事項については甲・乙信義に従い誠意を持って協議のうえ別途これを定めるものとする。

第六条 (有効期間)

本契約の存続期間は本契約締結日より係る業務が完了するまでとする。

第七条 (契約終了後の措置)

本契約が期間満了また解約後においても乙が知り得た甲の情報が一般の公知となるまでの間本契約の守秘義務は有効とする。

第八条 (損害賠償)

乙は乙または再委託先の責に帰すべき事由により甲が損害を蒙った場合、乙はその賠償の責を負う。

第九条 (管轄裁判所)

本契約において係争がある場合富山地方裁判所を管轄裁判所とし係争するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各一通を保有する。

平成 年 月 日

住所

甲：会社名
代表者名

住所 富山市奥田寿町 19-1-106

乙：会社名 Dr.DATA 株式会社 CNET メディアサービス
代表者名 松澤 和重